

農畜産物輸出拡大施設整備事業 実施要領の制定について

27食産第4823号
27生産第2395号
27政統第492号
平成28年1月20日
農林水産省食料産業局長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知

一部改正

平成28年10月11日付け28食産第2918号
28生産第1130号
28政統第997号

農林水産省食料産業局長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知

農畜産物輸出拡大施設整備事業については、先に農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領を定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施につき御配慮をお願いする。

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領

I 産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

第1 取組の概要

「農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱」（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1のIのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

1 農畜産物の輸出拡大に向けた共同利用施設の整備

国産農畜産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる耕種作物共同利用施設及び畜産物共同利用施設の整備を支援。

2 農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

国産農畜産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「農畜産物輸出拡大施設整備事業の配分基準について」（平成28年1月20日付け27生産第4824号、27生産第2396号、27政統第493号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

(3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(4) 別紙様式により当該事業で導入する共同利用施設を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。

(5) 整備事業を実施した事業実施主体は、要綱第11の6にかかわらず、次の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

(6) 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(7) 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

- (8) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（ア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (9) 整備事業で実施する共同利用施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (10) 共同利用施設の整備に対する交付は、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

- (11) 共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

- (12) 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- (13) 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (14) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

- (15) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものと

し、当該事項について変更する場合であっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（これらの者及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(16) 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済引受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

(17) うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

(18) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

(19) 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業実施主体当たりの当該農業者が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。

（注）農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、

点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

なお、生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

(20) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等について再資源化等の有効活用に努めるものとする。

(21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(22) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

a GLOBALG. A. P. 等の導入

b HACCP等認定（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定をいう。）の取得

c ハラル認証（イスラム諸国への輸出に要求されるハラル認定マークの表示された食品を製造する施設としてハラル認証を行う機関による認証をいう。）の取得

d その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

(23) 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組において、実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の（1）の耕種作物共同利用施設整備のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設の整備等を行う場合、事業実施主体は次の事項に留意するものとする。

ア 共通

事業実施計画に目標年度における輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額（見込）を記載するものとする。

また、輸出先国別の輸出戦略を策定し、毎年度検証を行うよう努めるものとする。

イ 米

毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別及び品種別に記録するものとする。

ウ 野菜、果樹、茶及び花き

野菜、果樹及び花きについては、集出荷施設をはじめコールドチェーンを確立する等輸出物の品質保持に努める。また、毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別に記録するものとする。

茶については、集出荷貯蔵施設に集荷した茶の生産履歴が確認できる体制を構築するとともに、残留農薬分析の実施等により、海外に輸出する茶が輸出相手国の残留農薬基準に適合していることを確認するよう努めるものとする。

(24) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（14）の民間事業者による、第1の2の農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組は、2 事業実施主体（4）のア及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。ただし、この場合の施設整備等は、実施要綱の別表の1のIのメニュー欄の1の（1）のエの農産物処理加工施設、オの集出荷

貯蔵施設に限るものとする。

2 事業実施主体

(1) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体若しくはその他農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。

(2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）であって、次の要件を全て満たす団体とする。

ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

(4) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(14)の民間事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 原則として5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。

イ 施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

また、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷体制等の構築の取組は、ア及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。

ただし、この場合の施設整備等は、実施要綱の別表の1のIのメニュー欄の1の(1)のエの農産物処理加工施設、オの集出荷貯蔵施設に限るものとする。

(5) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(16)の特認団体は、次のとおりとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

3 採択要件

(1) 要綱第3の4の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配分基準通知の別表1-1-①及び1-2-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2) 要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、受益農家及び事業参加者が3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、次のいずれかの場合にあっては、事業参加者が3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。なお、イ又はウの場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

ア 次の要件を全て満たすものであること。

(ア) 原則として5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。

(イ) 整備を行う者が、人・農地プランに位置づけられた中心経営体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であり、常時雇用農業者数が原則として5人以上であること。

(ウ) 施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(エ) 整備を行う者が、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(7)の農事組合法人又は(8)の農事組合法人以外の農業生産法人であって、青色申告により確定申告を行っていること。

イ 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(ウ) 及び (エ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

(イ) 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 特定農用地利用規程の区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のため

のプログラムが設定されていること。

ウ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(イ) 及び (ウ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ) 当該法人の事業の受益区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(3) 整備事業の上限事業費

要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる共同利用施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ヘクタール未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1トンにつき325千円 麦にあっては計画処理量1トンにつき450千円
農産物処理加工施設（稲・麦・大豆）		計画処理量1トンにつき4,450千円
農産物処理加工施設（茶）		原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき380千円 計画処理量1トンにつき135千円
	建物	115千円/m ²
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき170千円 計画処理量1トンにつき90千円
		ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円

	く。 建物	70千円/m ²
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマト、なす及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千円、 ただし、150g未満のトマトにあっては計画処理量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	33千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,000千円/ha
種子種苗生産関連施設（稲・麦・大豆）		計画処理量1トンにつき1,060千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	33千円/m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。） ただし、5の畜産物共同利用施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの補助対象基準の（c）のただし書に基づき、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって、1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が560頭未満の場合は、7,800千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）
	食鳥処理施設	200千円×1日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100千円×1年当たりの処理能力

（注） 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

（4）要綱別表1のIの採択要件の欄の1の（5）に定める総事業費に満たない場合にあっても、要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合には、当該事業を実施できるものとする。

（5）面積要件等

ア 要綱別表1のIの採択要件の欄の1の（3）の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（14）の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。

	主要農作物種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。
	稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	
	麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
	畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）
		ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール
		かんしょ	50ヘクタール
	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価	

	格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
そば	5ヘクタール	
ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）	
葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
染料作物	5ヘクタール	
その他地域特産物	2ヘクタール	
蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、1ヘク	

		タール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合2ヘクタールとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合5,0	

		00平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が 500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合2ヘクタールとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が 500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	3ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１４）の民間事業者が、第１の２の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

（ア）山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

（イ）過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第２条第１項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第３３条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

（ウ）離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

（エ）半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条第１項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

（オ）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号。以下「特定農山村法」という。）第２条第１項に規定する特定農山村地域として公示された地域

（カ）「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	１０ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね１０アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、５割以上の地区において次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たしていること。 （ａ）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の３分の２以上が１ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （ｂ）事業の受益地区が事業対象作物の２以上の主要作業を
	豆類		
	大豆	１０ヘクタール	

		ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	主 要 農 作 物 種 子 (稲)	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する指定種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指	

		定地域をいう。)の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

4 共同利用施設等の基準

要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物共同利用施設整備	・ 野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・ 次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕共同飼育施設	・ 飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・ 清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。

特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、主要農作物種子、雑豆、落花生の種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

	・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外にお

	いて生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・ 処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・ 土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・ 都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
加工施設	・ 加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・ 加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・ 茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。
荷受及び貯蔵施設	

乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合については、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。

	なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。

分析診断施設	・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。 また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・ 事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）については、この限りではない。 なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、次の内容をすべて実施することとする。 そのうち（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

	る。 (c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 (d) 所有の明確化 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、次のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りではない。 (a) 園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。

	・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りではない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。 また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。 （a）道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 （b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	

生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために次の内容をすべて実施することとする。 なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
省エネルギーモデル温室	・当該施設を導入する場合は、第2の3の（5）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の

	地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・ 50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・ なお、当該施設を導入する場合は、第2の3の（5）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・ 必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・ 当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・ 事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・ 設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度環境制御栽培施設	・ 野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・ 当該施設を導入する場合は、第2の3の（5）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、

	未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速

	が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。)又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨(アルミ骨を含む)ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の3の(5)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入する場合は、第2の3の(5)に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家自給分を除く。)を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー(立ち上がり部分)は、交付の対象外とするものとする。 ・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 (a) 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事

	組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 (b) 事業実施主体又は(a)により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
株分施設	・ いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・ 優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・ 優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・ 地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・ 気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・ 都道府県における主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。

附帯施設	
畜産物共同利用施設 整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a）当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 （b）当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （c）当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 ただし、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。 （d）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （e）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 （f）豚の処理工程を新たに整備する場合にあつては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓 処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。

懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・ 保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・ 全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた有する冷蔵庫であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・ 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・ 次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守す

	るために必要なものであること。
ハラル対応施設	・輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力がおおむね5,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事

	業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成３年３月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成２年６月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラル対応施設	・輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第３条第１項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の１日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	

畜産物加工施設	・生産者が共同で整備又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が整備する畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。
---------	--

II 食品流通のグローバル化

第1 趣旨

本取組は、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 取組の概要

要綱第3の2に定める取組は次のとおりとする。

1 中央卸売市場施設整備の取組

(1) 事業実施主体

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号又は第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体であること。

(2) 事業の要件

ア 市場法第5条に定める中央卸売市場整備計画に基づいて実施する、輸出促進に資する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であること。

イ 別紙様式により当該卸売市場を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。

2 地方卸売市場施設整備の取組

(1) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体が主たる出資者となっている法人

ウ 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(2) 事業の要件

ア 都道府県卸売市場整備計画において地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場において実施する、輸出促進に資する施設の整備であること。

イ 別紙様式により当該卸売市場を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。

3 事業協同組合等事業の取組

(1) 事業実施主体

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

イ アに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（アに掲げる法人を除く。）

ウ 特認団体（ア又はイに掲げる者以外の者であって、卸売市場施設の整備に

より輸出促進に資するものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

(2) 事業の要件

ア 卸売市場において業務を行う者の能力を活かし、当該市場を通じた輸出の取組に必要な施設の整備を実施するものとし、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）のⅡの第3の3の(3)のイの(イ)のeに掲げる機能（以下「高度化機能」という。）を有する施設であること。

イ 当該施設の整備後の管理運営が適正かつ効率的に行われ、かつ、整備に係る資金の確保が確実と認められること。

ウ 別紙様式により当該卸売市場を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。

エ 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であるものとする。

(ア) 市場機能強化の取組

輸出促進を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において市場機能強化に資する施設の整備であること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする。

(イ) 統合の取組

統合を行う中央卸売市場又は特定地方卸売市場において輸出促進に資する施設の整備であること。

(ウ) 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として輸出促進に資する施設の整備であること。

(エ) 輸出に向けた取組

輸出に向けた取組について、次に掲げるいずれかの取組を行っていること

i 輸出促進のための協議会を設置済（設置することが確実と認められる場合を含む。）であること

ii テスト輸出を実施済（実施することが確実と認められる場合を含む。）であること

iii 「国際農産物等市場構想推進事業」による推進計画を策定済（策定することが確実と認められる場合を含む。）であること

オ エの(ウ)にあっては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

(ア) 既存の上屋に複数の高度化機能に資する施設を導入することが真に困難であること。

(イ) 施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

(ウ) 施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

- カ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
- キ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
- ク 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者以外にあっては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

第3 取組の実施基準等

1 品質管理高度化に資する施設の整備

輸出先国が求める品質管理基準等を満たす施設とし、次の要件を満たすことを基本とする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

- (1) 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- (2) 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。
- (3) 輸出先国のニーズに対応した多種・多品目の混載が可能な構造となっており、組織的・体系的な品質管理体制が確立されていること。
- (4) 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

ア 施設の取扱品目

イ 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

ウ 施設の設定温度と温度管理に関する事項

エ 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

オ その他必要な事項

- (4) 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の規定を満たしていること。

2 施設の整備規模

施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針に定める卸売市場施設規模算定基準等に基づく規模（以下「必要規模」という。）の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

この場合、整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

3 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設及び加工処

理高度化施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設		円/m ²	円/m ²	円/m ²
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(平屋)	100,000	110,000	110,000
駐車施設	鉄骨構造(重層)	117,000	128,000	128,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(平屋)	111,000	111,000	122,000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(屋上駐車場)	122,000	122,000	134,000
総合食品センター機能付加施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	179,000	179,000	197,000
上記施設の施設内容に準ずる施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	141,000	154,000	154,000
	鉄筋コンクリート構造	167,000	167,000	184,000

(注) 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1 m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

4 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- (1) 係留所
- (2) 生体検査所及び検査用機械器具
- (3) 処理室及び処理設備
- (4) 検査室及び検査用機械器具
- (5) 消毒所、隔離所
- (6) 汚物処理設備
- (7) 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- (8) 作業員室
- (9) と場に係る電気通信等附帯設備

5 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施

設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（２階以上に渡るものであるときは、２階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較して、最大の施設とする。

6 大規模増改築

（１）既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げる全ての条件に該当するもの（以下「大規模増改築」という。）に要する経費

ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）を主体とした増改築であること。

イ 当該増改築に係る売場施設等の工事量が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積（売場施設等が２階部分以上にわたるものであるときは、当該２階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）の２分の１以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。

ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。

（２）大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、あるいは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

（３）大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第１項による変更認可を受ける年度までとする。

7 大規模に温度管理機能を付与する整備

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積（２階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積）の１割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の１割以上の規模について温度管理機能を付与するための整備とする。

8 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

（１）実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

（２）工事施工に係る設計監理、監督料については、（１）と同様の取扱いとするものとする。

（３）設計委託以外の各種調査委託費については、原則として（１）に準じた取扱いとするものとする。

（４）帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

9 都道府県の指導、監督及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導、監督及び助言を行うものとする。

第4 助成

要綱別表1のⅡ及び第2に定める各取組に要する交付対象施設、交付率及び施設内容は次のとおりとする。

1 交付対象施設及び交付率

(1) 中央卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	市場法第5条に定める中央卸売市場整備計画に基づいて実施する、輸出促進に資する施設の整備であり、当該卸売市場を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成している卸売市場の施設の整備に要する経費		
	(1)新たに設置する卸売市場の施設の整備 (2)既に設置している卸売市場の施設の大規模増改築	左記以外のもの	
	以下の卸売市場に係るもの (1)統合を目的として整備を実施する卸売市場 (2)食肉を主たる取扱品とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	4/10以内 4/10以内	4/10以内 1/3以内	4/10以内 1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）	4/10以内 1/3以内	1/3以内 1/3以内	1/3以内 1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－

(2) 地方卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置付けられた又は位置付けられることが確実と認められる地方卸売市場であり、当該卸売市場を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成している卸売市場の施設の整備に要する経費	
売場施設	1/3以内	
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	
駐車施設※	1/3以内	
構内舗装	1/3以内	

搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内
情報処理施設	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内
附帯施設※	1/3以内
※地方卸売市場の新設の場合に限る。	

（３）事業協同組合等事業の取組

交付対象施設	交 付 率		
	当該卸売市場を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成している事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費		
	区分	中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	市場機能強化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
食肉関連施設		1/3以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	統合・大型化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）		4/10以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
注）大型化の取組以外は上屋の整備は交付の対象外			

２ 交付対象施設の施設内容

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
-----	-----

うち高度化・強化を図るもの	(多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの) 低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う舗装(門、柵、塀以外の基盤整備を含む。)
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	(場内物流効率化システム) 自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	(環境保全・衛生管理強化施設) リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	第3の4に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの
うち高度化・強化を図るもの	(食肉等衛生管理強化施設) 第3の4の(7)並びに(9)のうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同(1)から(9)のうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、

	と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象 外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内 L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象 外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
総合食品センター 機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排

	水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。)
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設

(注) ※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

附 則

この通知は、平成28年 1 月20日から施行する。

附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行する。